

議案第24号

豊橋市職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出

豊橋市長 佐原光一

豊橋市職員の退職管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。であった者であって離職後に再就職したものによる依頼等の規制等に関し必要な事項を定めることにより、職員の退職管理の適正化を図ることを目的とする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるものほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員であった者であって引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は

離職後2年間、営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、豊橋市職員の退職手当に関する条例（平成8年豊橋市条例第5号）において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となった者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となった者の職員としての勤続期間に通算することと定められている法人に限る。）をいう。

3 第1項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であって、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものをいう。

（公表）

第4条 任命権者は、前条第1項の規定により届出を受けた事項について、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、規則で定める事項を公表するものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（第2条を除く。）の規定は、平成27年3月31日以後に離職した職員  
であった者について適用する。

理 由

本案を提出するのは、職員の退職管理の適正化を図るため、再就職者による依  
等の規制等について、条例でこれを規定する必要があるからである。